

令和元年12月9日

令和元年台風第19号による被災者に対する特別措置要項
(入学検定料の免除及び災害給付金の給付)

令和元年台風第19号により被災した受験生及び在学生の教育機会の確保を図る観点から、入学検定料の免除及び災害給付金給付の特別措置について、下記のとおり実施いたします。

記

1. 対象

次のア～ウの者のうち、①または②もしくはその両方に該当する者を対象とする。ただし、①と②の両方に該当する場合は、①のみを適用する。

ア：令和2年度本学入学志願者（学部に限る）。

イ：令和2年度本学入学者（大学院を含む）。ただし、令和2年度において「高等教育の修学支援新制度（令和2年度より実施）」以外の本学が行う他の納付金等減免措置の適用となる者を除く。

ウ：令和元年12月1日において本学の在学生（大学院を含む）であった者。ただし、令和元年度において本学が行う他の納付金等減免措置の適用となっている者を除く。

① 台風第19号に伴う災害により主たる家計維持者が死亡もしくは行方不明の場合

② 主たる家計維持者が所有し、居住する自宅家屋が「台風第19号に伴う災害にかかる災害救助法適用地域」にあつて、被災した場合

2. 特別措置内容

対象者	特別措置内容		
	ア：令和2年度 入学志願者(※2)	イ：令和2年度入学者 ウ：令和元年12月1日に おいて在 student であった者	
①主たる家計維持者が死亡 もしくは行方不明	令和2年度入学試験の 入学検定料を全額免除	災害給付金60万円を給付	
②主たる家計維持 者が所有し、居 住する自宅家屋 (※1)	全壊・ 大規模半壊	令和2年度入学試験の 入学検定料を全額免除	災害給付金30万円を給付
	半壊	令和2年度入学試験の 入学検定料を全額免除	_____

※1. 居住する自宅家屋が持家でない場合は、減免の対象としない。

※2. 志願者は、いったん入学検定料を納入のうえ、返還手続きをとることとする。

3. 提出書類

特別措置願(必須)と下記①～②に記載された書類

①家計維持者が死亡もしくは行方不明の場合：次のいずれかの書類1部

- (ア)死亡証明書(死亡届)の写し
- (イ)死亡した方の戸籍(除籍)謄本の写し
- (ウ)葬祭を行った証書の写し
- (エ)行方不明の証書(警察への届出書)の写し

②家屋損壊の場合：次の全ての書類

- (ア)住民票謄本(各記載事項に省略事項がなく、被災時に罹災住所に居住していたことがわかるもの)
- (イ)罹災証明書の写し
- (ウ)登記事項証明書(建物)の写し

また、入学検定料免除の申請を行う者は、上記書類に加え、「収納証明書を貼付した志願票の写し」も併せて提出すること。※薬学部の推薦入試(指定校制・公募制)は不要。

4. 提出先・期限等

	ア：令和2年度入学志願者 イ：令和2年度入学者	ウ：令和元年12月1日において在學生であった者
提出期限	令和2年3月5日(木)必着	令和2年1月31日(金)必着
提出先	学務部入試課 〒981-8558 仙台市青葉区小松島4-4-1 TEL 022-234-4181(代) ※出願書類の提出先とは異なるため注意	学務部学生課 住所・電話番号は同左
提出方法	簡易書留扱いで封筒に「台風19号特別措置願 在中」と明記し、送付	同左または窓口に持参
返還・給付時期	令和2年4月下旬	令和2年3月

※本件に係る問い合わせは上記提出先まで

受付時間：月～金曜日 午前9時～午後5時

土・日・祝祭日・年末年始(令和元年12月27日(金)～令和2年1月5日(日))を除く

5. その他

入学検定料の免除は、令和元年度に実施する令和2年度入学試験に限る。

災害給付金の給付は、令和元年12月1日において本学の在學生であった者に対しては、令和元年度に、令和2年度入学者に対しては、令和2年度にそれぞれ1回に限り行う。